

平成二十三年国土交通省令第九十九号

津波防災地域づくりに関する法律施行規則

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）及び津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の規定に基づき、津波防災地域づくりに関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 津波浸水想定の設定等（第一条）
- 第二章 推進計画区域における特別の措置
 - 第一節 土地区画整理事業に関する特例（第二条一第五条）
 - 第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第六条・第七条）
- 第三章 津波防護施設等
 - 第一節 津波防護施設の管理（第八条一第二十条）
 - 第二節 津波防護施設に関する費用（第二十一条・第二十二条）
 - 第三節 指定津波防護施設（第二十三条一第二十七条）
- 第四章 津波災害警戒区域（第二十八条一第三十二条）
- 第五章 津波災害特別警戒区域（第三十三条一第六十一条）
- 第六章 雑則（第六十二条）

附則

第一章 津波浸水想定の設定等

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第一条 津波防災地域づくりに関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

第二章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例

（津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

第二条 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第三条の二各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

（津波防災住宅等建設区に関する図書）

第三条 津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には津波防災住宅等建設区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

（津波防災住宅等建設区への換地の申出）

第四条 法第十三条第一項の申出は、別記様式第二の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第十三条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第五条 法第十三条第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第六条 法第十五条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第三の申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしたときは、別記様式第四の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしないときは、別記様式第五の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第七条 削除

第三章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理

（市町村長が管理する津波防護施設の指定の公示）

第八条 法第十八条第四項の規定による公示は、次に掲げるところにより津波防護施設の位置を明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

第九条 法第二十条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波防護施設の位置及び種類

二 管理を行う都府県知事

三 管理の内容

四 管理の期間

2 前項第一号の津波防護施設の位置は、前条各号に掲げるところにより明示するものとする。

（津波防護施設区域の指定の公示）

第十条 法第二十一条第三項の規定による公示は、第八条各号に掲げるところにより津波防護施設区域を明示して、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（津波防護施設区域の占用の許可）

第十一条 法第二十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 津波防護施設区域の占用の目的
 - 二 津波防護施設区域の占用の期間
 - 三 津波防護施設区域の占用の場所
- (津波防護施設区域における制限行為の許可)

第十二条 法第二十三条第一項第一号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 施設又は工作物を新設又は改築する目的
- 二 施設又は工作物を新設又は改築する場所
- 三 新設又は改築する施設又は工作物の構造
- 四 工事实施の方法
- 五 工事实施の期間

2 法第二十三条第一項第二号又は第三号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 行為の目的
- 二 行為の内容
- 三 行為の期間
- 四 行為の場所
- 五 行為の方法

(津波防護施設区域における行為の制限に係る指定の公示)

第十三条 令第五条第二項(令第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定の公示は、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(占用料の基準)

第十四条 法第二十六条に規定する占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。

(保管した他の施設等一覧簿の様式)

第十五条 令第八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

(競争入札における揭示事項等)

第十六条 令第十一条第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他津波防護施設管理者が必要と認める事項

(他の施設等の返還に係る受領書の様式)

第十七条 令第十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第七とする。

(津波防護施設の技術上の基準)

第十八条 盛土構造物に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、天端高、法勾配及び法線は、盛土構造物の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定(法第八条第一項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。)を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
 - 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
 - 三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に盛土構造物への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
 - 四 盛土構造物の近傍の土地の利用状況により必要がある場合においては、樋門、樋管、陸開その他排水又は通行のための設備を設けるものとする。
 - 五 津波の作用から盛土構造物を保護するため必要がある場合においては、盛土構造物の表面に護岸を設けるものとする。
- 2 胸壁に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 型式、天端高及び法線は、胸壁の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
 - 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
 - 三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に胸壁への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
- 3 閘門に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 型式、閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さ及び位置は、閘門の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
 - 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
 - 三 閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に閘門への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

(他の工作物の管理者による津波防護施設の管理の公示)

第十九条 法第三十条第二項の公示は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波防護施設の位置及び種類
- 二 管理を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)
- 三 管理の内容
- 四 管理の期間

2 前項第一号の津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。

(津波防護施設台帳)

第二十条 津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2 帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。

- 3 帳簿には、津波防護施設につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第八とする。
- 一 津波防護施設管理者の名称
 - 二 津波防護施設の位置、種類、構造及び数量
 - 三 津波防護施設区域が指定された年月日
 - 四 津波防護施設区域
 - 五 津波防護施設区域の面積
 - 六 津波防護施設区域の概況
- 4 図面は、津波防護施設につき、平面図、横断図及び構造図とし、必要がある場合は縦断図を添付し、次の各号により調製するものとする。
- 一 尺度は、メートルを単位とすること。
 - 二 高さは、東京湾中等潮位を基準とし、小数点以下二位まで示すこと。
 - 三 平面図については、
 - イ 縮尺は、原則として二千分の一とすること。
 - ロ 原則として二メートルごとに等高線を記入すること。
 - ハ 津波防護施設の位置及び種類を記号又は色別をもって表示すること。
 - ニ 津波防護施設区域は、黄色をもって表示すること。
 - ホ イからニまでのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
 - (イ) 津波防護施設区域の境界線
 - (ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線
 - (ハ) 地形
 - (ニ) 法第二十三条第一項第一号に規定する他の施設等のうち主要なもの
 - (ホ) 方位
 - (ヘ) 縮尺
 - (ト) 調製年月日
 - 四 横断図については、
 - イ 津波防護施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断測量線を朱色破線をもって平面図に記入すること。
 - ロ 横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とすること。
 - ハ イ及びロのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
 - (イ) 津波浸水想定に定める水深に係る水位
 - (ロ) 津波防護施設の高さ
 - (ハ) 縮尺
 - (ニ) 調製年月日
 - 五 構造図については、
 - イ 各部分の寸法を記入すること。
 - ロ 調製年月日を記載すること。
- 5 帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、津波防護施設管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- 第二節 津波防護施設に関する費用**
- (令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模)
- 第二十一条** 令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模は、おおむね五百メートルとする。
- (延滞金)
- 第二十二条** 法第四十七条第二項に規定する延滞金は、同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。
- 第三節 指定津波防護施設**
- (指定津波防護施設の指定の公示)
- 第二十三条** 法第五十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 一 指定津波防護施設の指定をする旨
 - 二 当該指定津波防護施設の名称及び指定番号
 - 三 当該指定津波防護施設の位置
 - 四 当該指定津波防護施設の高さ
- 2 前項第三号の指定津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。
- (指定津波防護施設の標識の設置の基準)
- 第二十四条** 法第五十一条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 指定津波防護施設の名称及び指定番号
 - ロ 指定津波防護施設の高さ及び構造の概要
 - ハ 指定津波防護施設の管理者及びその連絡先
 - ニ 標識の設置者及びその連絡先
 - 二 指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。
- (指定津波防護施設に関する行為の届出)
- 第二十五条** 法第五十二条第一項の規定による届出は、別記様式第九の届出書を提出して行うものとする。
- 2 法第五十二条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
 - 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
-------	---------	----	----

指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	二千五百分の一以上	
指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上	
法第五十二条第一項各号に掲げる行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその敷地の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上	

(指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の名称及び指定番号とする。

(指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知)

第二十七条 法第五十二条第二項の規定による通知は、第二十五条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

第四章 津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害警戒区域
- 三 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)
- 2 前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

(都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第二十九条 法第五十三条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。

- 2 前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第一項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。

(津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置)

第三十条 法第五十五条(法第六十九条において準用する場合を含む。)の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(指定避難施設の技術的基準)

第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

(避難確保計画に定めるべき事項)

第三十二条 法第七十一条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第五章 津波災害特別警戒区域

(津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告)

第三十三条 法第七十二条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定(同条第十一項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。)をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
- 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域
- 2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第三十四条 法第七十二条第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害特別警戒区域

2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第三十五条 法第七十二条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

(特定開発行為の許可の申請)

第三十六条 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 法第七十四条第一項第三号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域及び開発区域の境界	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	開発区域の境界並びに予定建築物(法第七十三条第一項の制限用途のものに限る。第四十三条第二項第二号において同じ。)の用途及び敷地の形状	千分の一以上	
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖(令第二十条第一項第一号に規定する崖をいう。以下同じ。)又は擁壁の位置	千分の一以上	
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法(当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。)並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法(第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)	五十分の一以上	一 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖について作成すること。 二 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	

(特定開発行為の許可の申請書の記載事項)

第三十七条 法第七十四条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)

第三十八条 法第七十四条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域位置図
- 二 開発区域区域図

三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

四 第四十条第三項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験(以下「土質試験等」という。)に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類

五 第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類

2 前項第一号の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項第二号の開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

4 第一項第三号の地形図は、縮尺千分の一以上とし、開発区域の区域及び当該区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第三十九条 法第七十五条（法第七十八条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。
- 二 特定開発行為によって生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
- 四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水（第四十四条において「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。
- 五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第四十条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によって生ずる崖（切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるものに限る。第四十三条において同じ。）の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

- 一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

- 二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしてみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には、適用しない。

（擁壁の構造等）

第四十一条 前条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。
 - イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

2 特定開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

第四十二条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

第四十三条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

- 一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他の措置が必要でないことが確かめられた場合
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第四十四条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けるものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。
- 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めを設けるものであること。

(軽微な変更)

第四十五条 法第七十八条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第四十六条 法第七十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
 - 二 変更の理由
 - 三 法第七十三条第一項の許可の許可番号
- (変更の許可の申請書の添付図書)

第四十七条 法第七十八条第二項の申請書には、法第七十四条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第三十八条第二項から第四項までの規定を準用する。

(特定開発行為に関する工事の完了の届出)

第四十八条 法第七十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十一の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第四十九条 法第七十九条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(特定開発行為に関する工事の完了等の公告)

第五十条 法第七十九条第三項の規定による公告は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第五十四条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第七十三条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第五十四条第三項及び第六十一条において「都道府県等」という。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定開発行為に関する工事の廃止の届出)

第五十一条 法第八十一条第一項に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第十三の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。

(特定建築行為の許可の申請)

第五十二条 法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十二条の許可を受けようとする者は、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書（第五十五条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合にあっては、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書及び別記様式第十五の建築物状況調査。第五十六条第二項及び第三項において同じ。）の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

(特定建築行為の許可の申請書の記載事項)

第五十三条 法第八十三条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位、特定建築行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定建築行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定建築行為の許可の申請書の添付図書)

第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し（これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限り。）及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、同表の（へ）項に掲げる図書）

図書の種類	明示すべき事項
(い) 付近見取図 配置図	方位、道路及び目標となる地物
	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路

	各階平面図	縮尺及び方位 間取、各室の用途及び床面積 壁及び筋かいの位置及び種類 通し柱及び開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときにあっては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
(ろ)	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
(は)	構造計算書	次条第一号の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算
(に)	構造計算書	一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 二 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項
(ほ)	構造計算書	各階の保有水平耐力及び各階の靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算
(へ)	各階平面図 構造詳細図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置 エレベーターの機械室の出入口の構造 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造 エレベーターのかごの構造 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置

二 次条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次のイからホまでに掲げる場合に於てそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、前号の表の（へ）項に掲げる図書）

イ 木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表の（ろ）項に掲げる図書にあつては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。）

ロ 建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書

ハ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物（二に規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書

ニ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物であつて木造の構造部分が建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）に該当するものである場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項、（に）項及び（ほ）項に掲げる図書

ホ 木造の構造部分を有しない建築物である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書（同表の（い）項に掲げる図書にあつては、各階平面図を除く。）

2 前項の特定建築物位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

3 都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第一項第一号の表に掲げる図書の一部の添付を要しないこととすることができる。

（特定建築行為に係る建築物の技術的基準）

第五十五条 法第八十四条第一項第一号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。
- (許可証の様式)

第五十六条 法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六とする。

- 2 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- (変更の許可の申請)

第五十七条 法第八十七条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第五十四条第二項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第五十八条 法第八十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第五十九条 法第八十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 法第八十二条の許可の許可番号

(変更の許可証の様式等)

第六十条 法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

- 2 第五十六条第二項又は第三項の規定は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物に係る法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。
- (都道府県知事等の命令に関する公示の方法)

第六十一条 法第八十八条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第六十二条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二四年六月二日国土交通省令第五八号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

附 則（平成二四年九月二〇日国土交通省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日国土交通省令第五八号）

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月二五日国土交通省令第六七号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条

- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行時特例市に対する第五条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行規則第五十条、別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七の規定の適用については、同規則第五十条中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、同規則別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七中「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長」とあるのは「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 施行時特例市の長」とする。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年九月四日国土交通省令第七四号） 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年七月一四日国土交通省令第四八号)

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

附 則 (令和四年一二月二三日国土交通省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第二条から第六条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年一二月一四日国土交通省令第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(附則第五条第三項において「改正法」という。)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

別記様式第一（第一条関係）（令二国交令九八・一部改正）

裁 決 申 請 書

裁決申請者	住所
氏名	

相手方	住所
氏名	

津波防災地域づくりに関する法律第七條第八項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十五條第一項及び第五十一條第四項の規定による損失の補償について、同第七條第九項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第二項、第三十五條第三項及び第五十一條第五項の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

- 一 損失の事実
- 二 損失の補償の見積及びその内容
- 三 協議の経過

年 月 日

裁決申請者	住所
氏名	

収用委員会御中

備考

- 一 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及

びその代表者の氏名を記載すること。

- 二 裁決申請者が二人以上の場合、連名で申請することができる。

- 三 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

- 四 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第三十五條第一項の規定によって工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。

- 五 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第二（第四条第一項関係）（令2国交令98・一部改正）
津波防災住宅等建設区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所
氏名

津波防災地域づくりに関する法律第13条第1項の規定により、下記の宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考

申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第三(第六条第一項関係)(日本産業規格A4)

認定申請書

(第一面)

津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

殿

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄

年 月 日

第

号

係員氏名

※決裁欄

※認定番号欄

年 月 日

第

号

係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ヲ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】 () () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ヨ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ①申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ②2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ①住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ②3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地

のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑥6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑭10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」

に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑰6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑱ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ①この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ②この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物

ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

- ④2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
 - ⑥ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
 - ⑦建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。
-

別記様式第四（第六条第二項関係）（日本産業規格 A 4）（令元国土交令20・一部改正）

認 定 通 知 書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

別記様式第五（第六条第三項関係）（日本産業規格 A 4）（令元国交令20・一部改正）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内に に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

別記様式第七（第十七条関係）（日本産業規格 A 4）（令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

受 領 書		
年 月 日		
殿		
返還を受けた者		
住 所		
氏 名		
下記のとおり他の施設等（現金）の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた他の施設等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

備考

返還を受けた者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第八（第二十条第三項関係）（日本産業規格 A 4）（令元国交令20・一部改正）

第一表

〇〇津波防護施設台帳

整理番号			
指定年月日及び番号	年 月 日 ()	津波防護施設管理者名	
津波防護施設区域			
津波防護施設区域の面積	M ²		
津波防護施設区域の概況			
摘 要	占用許可等の概要 その他特記すべき事項		

第二表

津波防護施設調書

位置	種類	管理者名	構造	数量	竣工年月日	摘要

別記様式第九（第二十五条第一項関係）（令2国交令56・一部改正）

指定津波防護施設に関する行為の届出書

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第52条第1項の規定により法第52条第1項各号に掲げる行為を届け出ます。	
年 月 日 殿	
届出者 住所 氏名	
1 指定津波防護施設の名称及び指定番号	
2 法第52条第1項各号に掲げる行為の種類	
3 法第52条第1項各号に掲げる行為を行う場所	
4 法第52条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法の概要	
5 法第52条第1項各号に掲げる行為の着手予定日	年 月 日
6 法第52条第1項各号に掲げる行為の完了予定日	年 月 日
7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 法第52条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別業の計画図による。）」と記載し、計画図を別業とすること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、法第52条第1項各号に掲げる行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第十（第三十六条第一項関係）（平24国交令58・追加、令2国交令96・一部改正）

特定開発行為許可申請書

津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項の規定により、 特定開発行為の許可を申請します。		※ 手数料欄
年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名		
特定 開発 行為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 予 定 建 築 物 の 敷 地 の 位 置	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「予定建築物の用途」及び「予定建築物の敷地の位置」の欄には、法第73条第1項の制限用途の予定建築物に関する事項を記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第十一（第四十八条関係）（平24国交令58・追加、令2国交令98・一部改正）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

津波防災地域づくりに関する法律第79条第1項の規定により、特定開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	年 月 日 第 号
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 否
※検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第十二（第四十九条関係）（平24国交令58・追加、平27国交令7・一部改正）

特定開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印

下記の特開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果津波防災地域づくりに関する法律第75条の国土交通省令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第十三（第五十一条関係）（平24国交令58・追加、令2国交令98・一部改正）

特定開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

津波防災地域づくりに関する法律第81条第1項の規定により、特定開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る開発区域に含まれる
地域の名称
- 3 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十四（第五十二条関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令58・追加、平27

国交令7・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

（第一面）

特定建築行為許可申請書

年 月 日

都道府県知事

指定都市の長

中核市の長

殿

許可申請者 住所

氏名

津波防災地域づくりに関する法律第82条の規定により、特定建築行為の許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位】

【4. 建築物の階数】

【5. 延べ面積】

【6. 建築面積】

【7. 構造方法】

造 一部

造

【8. 用途】（区分 ）

【9. 居室の種類】

【10. 居室における基準水位から床面までの高さ】

【11. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更

【12. その他必要な事項】

(第三面)

特定建築行為に関する工事の内容等

【1. 柱、壁等の構造方法】

【2. 構造耐力上主要な部分の配置】

【3. 構造耐力上主要な部分が靱性を持つための方法】

【4. 構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置】

【5. 構造耐力上主要な部分の錆止め若しくは防錆のための措置又は白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置】

【6. 基礎の構造方法】

【7. 敷地の整備】

【8. 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの、屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備又は冷却塔設備の構造耐力上主要な部分若しくは支持構造部との緊結方法又は支持構造部の構造耐力上主要な部分との緊結方法】

【9. エレベーターの構造方法】

【10. その他】

【11. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【12. 工事完了予定年月日】 年 月 日

(注意)

1. 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
3. 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 8欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。

- ③ 9欄は、津波防災地域づくりに関する法律施行令第24条各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室をできるだけ具体的に記入してください。
また、建築物に当該居室の利用者の避難上有効な他の居室がある場合においては、当該他の居室についても記入してください。
 - ④ 10欄は、9欄に記入した居室ごとに、当該居室の床面の高さ当該居室における3欄の基準水位との差を記入してください。
 - ⑤ 11欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ ここに書き表せない事項で許可の参考となる事項は、12欄又は別紙に記載して添えてください。
-

別記様式第十五（第五十二条関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令58・追加、令元
 国交令20・一部改正）

建築物状況調書

1. 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分
 の状況

【イ. 欠込みの有無】

【ロ. 筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態】

【ハ. 継手又は仕口の緊結の状態】

【ニ. 防蝕のための措置又は白蟻^{しら}その他の虫による害を防ぐための措置の内容】

2. 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広
 告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの、屋上から突出する水槽、煙
 突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備、冷却塔設備の状況

【イ. 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しく
 は広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの緊結の状態】

【ロ. 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものの構造及び緊結の
 状態】

【ハ. 給水、排水その他の配管設備の設置の状況】

【ニ. 冷却塔設備の緊結の状態】

3. エレベーターの状況

【イ. 綱車又は巻鋼への主索の取付方法】

【ロ. レールへのかご又は釣合おもりの取付方法】

【ハ. 昇降路内の突出物の状況】

【ニ. 原動機、制御器及び巻上機の設置方法】

別記様式第十六（第五十六条第一項関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令68・追加、平27国交令7・令和国交令20・一部改正）

特定建築行為許可証

第 号
年 月 日

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印

下記のとおり申請のあった特定建築行為について、津波防災地域づくりに関する法律第82条の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 許可に付した条件
- 4 備考

別記様式第十七（第六十条第一項関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令68・追加、平27国交令7・令和国交令20・一部改正）

特定建築行為変更許可証

第 号
年 月 日

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印

下記のとおり申請のあった特定建築行為の変更について、津波防災地域づくりに関する法律第87条第1項の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 特定建築行為の許可の許可番号
- 4 変更の許可に付した条件
- 5 備考